

福岡県公報

平成19年8月3日
第2710号

目次

告示(第1468号—第1478号)

新たに生じた土地の確認	(地方課)	1
市の町の区域の変更	(地方課)	1
町の字の区域及び名称の変更	(地方課)	1
市の字の区域の変更	(地方課)	5
保安林予定森林の所在場所等	(治山課)	5
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	5
公共測量の実施	(土木管理課)	6
土地改良法第95条第1項に定める者の換地処分	(農地計画課)	6
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	6
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	7
公 告			
第36回採石業務管理者試験の実施	(工業保安課)	7
落札者等の公示	(警察本部会計課)	8
平成19年度危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	(消防防災安全課)	8
選挙管理委員会			
政治団体の平成17年分収支報告書の要旨の一部訂正	(地方課)	10

告 示

福岡県告示第1468号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、北九州市長から北九州市の区域内に次の土地が新たに生じたことを平成19年6月27日確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年8月3日

福岡県知事 麻 生 渡

新たに生じた土地の表示	地積(平方メートル)
北九州市若松区響町一丁目104の1から104の3まで、104の5、104の6の地先の公有水面埋立地	14,127.08

福岡県告示第1469号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、北九州市長から北九州市の町の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成19年8月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 次の区域を若松区響町一丁目編入する。

新たに生じた土地
北九州市若松区響町一丁目104の1から104の3まで、104の5、104の6の地先の公有水面埋立地14,127.08平方メートル

福岡県告示第1470号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、志免町長から志免町の字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

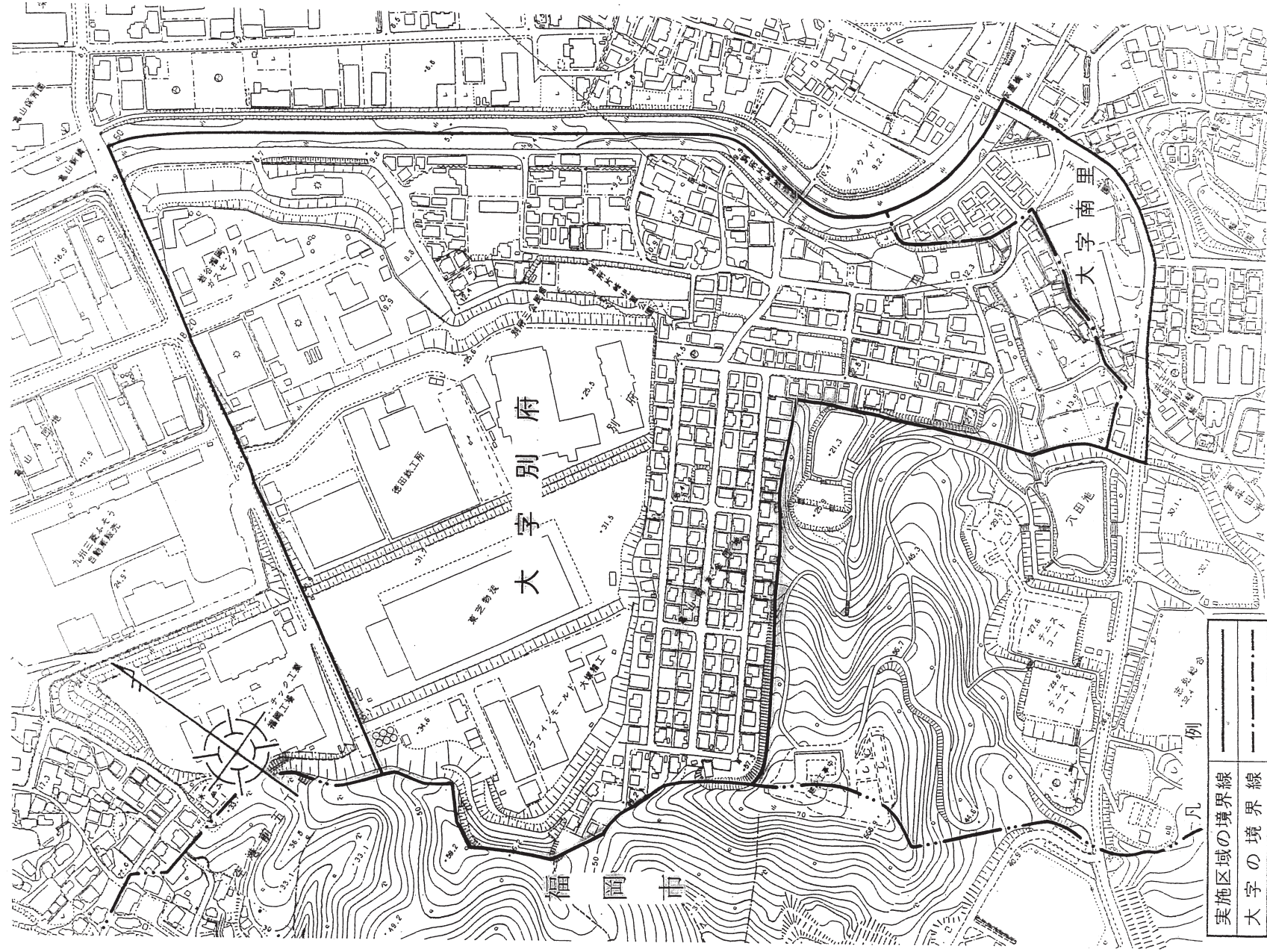
上記処分は、平成19年11月3日から効力を生ずるものとする。

平成19年8月3日

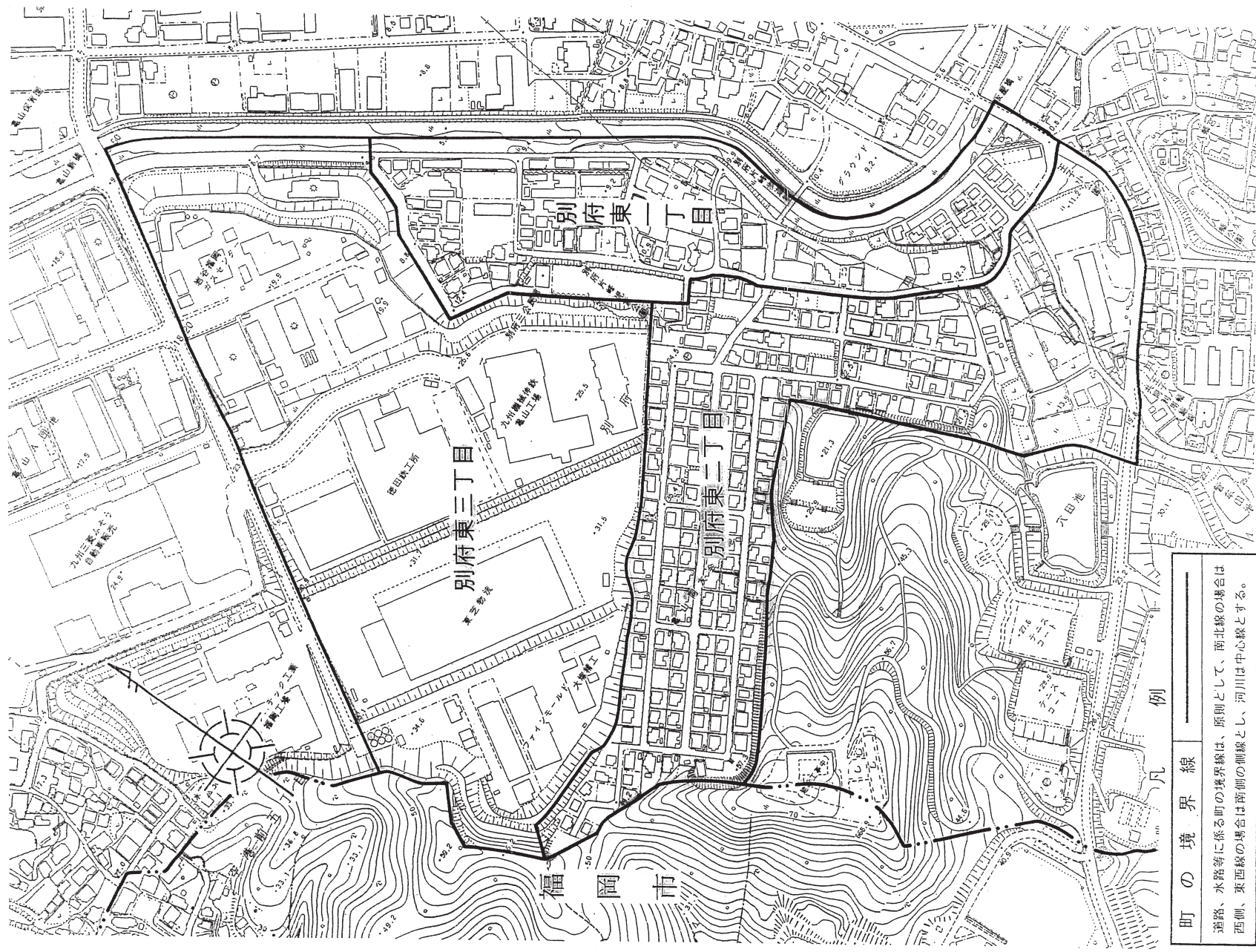
福岡県知事 麻 生 渡

別図1の区域内の字の区域及び名称を別図2のように変更する。

別図1



別図2



凡例

町の境界線

道路、水路等に依る町の境界線は、原則として、南北線の場合は西側、東西線の場合は両側の側線とし、河川は中心線とする。

福岡県告示第1471号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、豊前市長から豊前市の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、合河西部地区土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成19年8月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を大字天和に編入する。

大字	字	地番
下河内		229の1の一部、230の一部、233の一部、235の一部、236の一部、516の一部、517の一部、519の1の一部、546の1の一部、547の1の一部、548の1の一部、548の2の一部、614の一部、615の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

2 次の区域を大字下河内に編入する。

大字	字	地番
天和		13の1の一部、14、18の一部、19の2の一部、51の一部、52の一部、70の一部、79の一部、81の一部、82の一部、84の一部、85の一部、227の一部、231の1の一部、232の1の一部、232の2
山内		229の1の一部、229の2の一部、242の1の一部、242の2の一部、243の1の一部、243の2の一部、244の一部、247の一部、248の一部、271の一部、273の一部、276、277、278の一部、279の一部、280の1の一部、286の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

3 次の区域を大字山内に編入する。

大字	字	地番
下河内		1743の一部、1745の一部、1760の一部、1761の一部、1772の一部、1773の一部、1775の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに大字山内229の1、229の2、239の1、239の2に隣接する水路である公有地の一部

福岡県告示第1472号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年8月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

前原市大字川付字光23の2、23の25から23の29まで、字菖蒲谷481、大字白糸字モモス463の38、字地獄480の2、480の13、大字瀬戸字内野山785

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1473号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年8月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成11年3月9日農林水産省告示第401号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係町村役場に
備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1474号
測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するの
で、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。
平成19年8月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類
公共測量（福岡県営土地改良事業確定測量）
2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
飯塚市鹿毛馬、田川郡福智町伊方、田川郡 添田町大字中元寺、田川郡赤村大字赤、田 川郡赤村大字内田	平成19年7月23日から 平成20年3月14日まで

福岡県告示第1475号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項に定める者から、次のように換地
処分をした旨の届出があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規
定により公告する。
平成19年8月3日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
鞍手郡宮田町上大隈地区土地改 良事業共同施行	宮若市上大隈	平成19年7月13日

福岡県告示第1476号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）
第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処
理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のと
おり公表する。

平成19年8月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分を受けた事業者
(1) 氏名
平田和子
(2) 住所
久留米市安武町武島2518番地1
2 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
3 処分の年月日
平成19年7月20日
4 処分の理由
事業者が、法第14条第5項第2号イの規定に該当し、法第14条の3の2第1項第1
号の規定に該当するに至ったため。

福岡県告示第1477号
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の
規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概
要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡県工務所において縦覧に供する。

平成19年8月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) 筑紫野ドリームモール西側敷地

(2) 所在地 福岡県筑紫野市大字原田836 - 4 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1478号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月3日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
行 橋	県 道	椎 田 勝 山 線	前	京都郡みやこ町皆見番849 先から 同郡同町有久135番1先まで	8.6 ~ 20.6	426.6
			後	同上	8.6 ~ 20.6	426.6
			後	同上	8.2 ~ 57.5	480.0

公 告

公告

第36回採石業務管理者試験を次のように実施する。

平成19年8月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 受験資格

特に制限はない。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

ア 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)

イ 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項

(2) 日時及び場所

日	時	場 所
平成19年10月12日(金曜日)	午前10時から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号福岡県吉塚合同庁舎会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真(申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの)1枚及び受験申込手数料8,000円を添えて、福岡県商工部工業保安課(郵便番号812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。)に提出すること。

(ア) 履歴書 1部

(イ) 受験票 1部

イ 受験願書、履歴書及び受験票の用紙は、工業保安課で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手をは

った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料8,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成19年8月20日（月曜日）から同年9月14日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日を除き、午前8時30分から午後5時45分まで）とする。

イ 郵便による受験申込みは、平成19年9月14日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者は、平成19年10月末までに発表する。発表は、県公報に登載するほか、各受験者に合否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、工業保安課（電話092 - 643 - 3438）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年8月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 随意契約に係る特定役務の名称

警察コミュニケーションシステム用サーバ更新構築業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 相手方を決定した日

平成19年6月11日

4 相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

日本電気株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

38,850,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号該当

公告

平成19年度危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のように実施する。

平成19年8月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 講習の種類

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）

2 受講対象者

(1) 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）において現に危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者（消防法第13条第3項の危険物取扱者をいう。以下同じ。）で、危険物取扱者免状の交付又は講習を受けてから2年以上経過しているもの

(2) 危険物取扱作業から2年以上離れた後、再び当該取扱作業に従事することになっ

た危険物取扱者

3 講習科目

(1) 危険物関係法令に関する事項

ア 主として過去3年間における危険物関係法令の改正事項

イ 危険物関係法令による規制の要点

(2) 危険物の火災予防に関する事項

ア 危険物施設の火災予防及び危険物の漏えいの事例の動向並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等

イ 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等

ウ 危険物施設における安全管理に関する知識

4 講習の種別

講習は、危険物取扱者が危険物の取扱作業に従事する危険物施設の態様に応じ、次のとおり種別を設けて実施するものとする。

(1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「給油」という。）

(2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「石コン」という。）

(3) 前記1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「その他」という。）

5 講習期日、場所及び講習種別

講習月日	講習会場	区分	講習時間
9月3日（月）	福岡市早良区百道浜1-3-3福岡市民防災センター	その他	9:30～12:30
		給油	13:30～16:30
9月4日（火）	"	給油	9:30～12:30
		石コン	13:30～16:30
9月5日（水）	"	給油	9:30～12:30
		その他	13:30～16:30

9月6日（木）	"	石コン	9:30～12:30
		給油	13:30～16:30
9月7日（金）	"	その他	9:30～12:30
		その他	13:30～16:30
9月13日（木）	北九州市小倉北区内1-1北九州市庁舎3階大集会室	給油	9:30～12:30
		石コン	13:30～16:30
9月14日（金）	"	石コン	9:30～12:30
		給油	13:30～16:30
9月18日（火）	"	石コン	9:30～12:30
		その他	13:30～16:30
9月19日（水）	"	その他	9:30～12:30
		石コン	13:30～16:30
9月20日（木）	"	石コン	9:30～12:30
		その他	13:30～16:30
9月21日（金）	"	その他	9:30～12:30
		石コン	13:30～16:30
9月26日（水）	久留米市東合川5-9-10久留米地域職業訓練センター	その他	9:30～12:30
		給油	13:30～16:30
9月27日（木）	"	給油	9:30～12:30
		その他	13:30～16:30
10月3日（水）	大牟田市笹林町1-1-1大牟田市労働福祉会館	その他	9:30～12:30
		その他	13:30～16:30
10月4日（木）	"	その他	9:30～12:30
		給油	13:30～16:30
10月16日（火）	田川市大字川宮1570田川地区消防本部	給油	9:30～12:30
		その他	13:30～16:30
10月17日（水）	"	その他	9:30～12:30
		給油	13:30～16:30
10月30日（火）	京都府苅田町幸町6-91パンジープラザ（苅田町総合保健福祉センター）	給油	9:30～12:30
		その他	13:30～16:30
10月31日（水）	"	その他	9:30～12:30
		給油	13:30～16:30

なお、受講希望者が会場の収容人員を超えた場合は、受講場所及び期日を変更することがある。

6 受講手続

(1) 受講申請書の交付

受講申請書は、社団法人福岡県危険物安全協会又は最寄りの消防本部で交付する。

(2) 受講手数料

受講手数料4,700円は、福岡県領収証紙により納付すること。

(3) 受付の期限等

ア 講習開催地への持参による受付

受付日	受付会場	所在地
8月22日(水) 8月23日(木)	ふくおか石油会館 2階会議室	福岡市博多区下呉服町1-15
8月28日(火) 8月29日(水)	北九州市庁舎 3階大集会室	北九州市小倉北区城内1-1
9月10日(月)	久留米市消防本部	久留米市東櫛原町999-1
9月12日(水)	大牟田市消防本部	大牟田市浄真町46
10月1日(月)	田川地区消防本部	田川市大字川宮1570
10月10日(水)	苅田町消防本部	京都郡苅田町京町2-4-4

イ 郵送による受付

郵送による受講申込みは、講習会場ごとの申込期限(当日消印有効)に従い社団法人福岡県危険物安全協会において受け付ける。

講習会場	郵送受付開始日	郵送期限(消印有効)	郵送申込先
福岡会場	8月3日(金)から	8月17日(金)まで	〒812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15 (ふくおか石油会館3階) (社)福岡県危険物安全協会
北九州会場	8月8日(水)から	8月22日(水)まで	
久留米会場	8月22日(水)から	9月5日(水)まで	
大牟田会場	8月24日(金)から	9月7日(金)まで	
田川会場	9月11日(火)から	9月25日(火)まで	

苅田会場	9月20日(木)から	10月4日(木)まで
------	------------	------------

7 受講修了の検印

受講修了者に対しては、講習を修了した証として、危険物取扱者免状に福岡県知事の検印を押印する。

8 その他

(1) 受講者は、受講日に受講票及び危険物取扱者免状を持参すること。

(2) 受講手続き、その他の問い合わせは、社団法人福岡県危険物安全協会(電話092-273-1150)に対して行うこと。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第116号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、自由民主党福岡県参議院選挙区第一支部から訂正があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した政治団体の平成17年分収支報告書の要旨(平成18年11月29日福岡県選挙管理委員会告示第110号)の一部を、次のとおり改める。

平成19年8月3日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

平成17年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県参議院選挙区第一支部の項を次のとおり改める。

76

自由民主党福岡県参議院選挙区第一支部

報告年月日 平成18年03月15日

1 収入・支出の総額

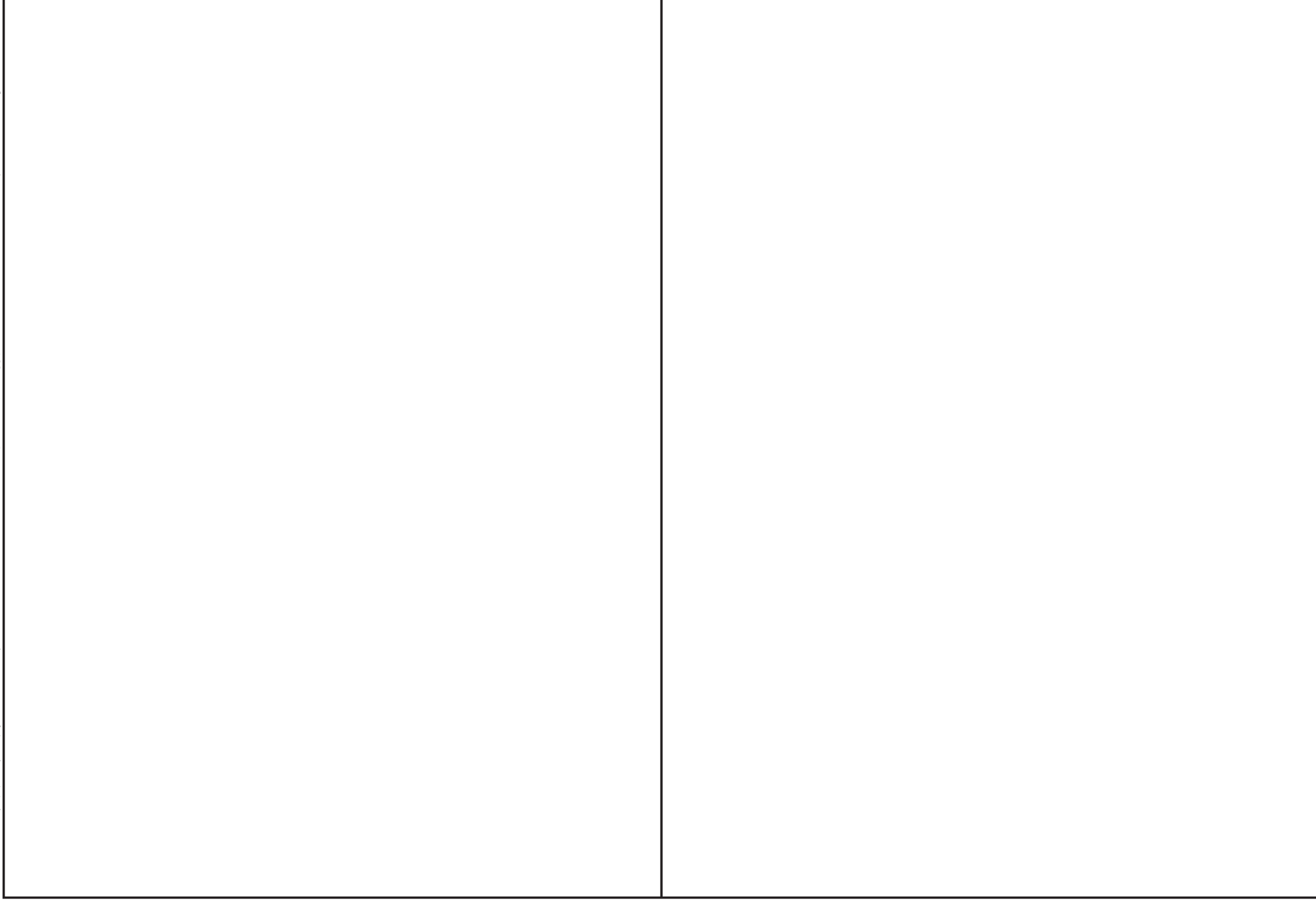
(1) 収入総額	36,632,194円
ア 前年からの繰越額	5,624,279円
イ 本年收入	31,007,915円
(2) 支出総額	34,342,619円
(3) 翌年への繰越額	2,289,575円

2 本年收入・支出の内訳

(1) 収入の内訳					
イ 寄附	15,007,900円		清原 慶三	120,000円	東京都調布市
(ア) 寄附 (内訳別掲)	15,007,900円			120,000円	東京都港区
a 個人からの寄附	890,000円		三島 昭和	120,000円	前原市
b 法人その他の団体からの寄附	7,818,425円		吉村剛太郎	530,000円	福岡市早良区
c 政治団体からの寄附	6,299,475円				
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 (内訳別掲)	16,000,000円		小 計	890,000円	
カ その他の収入	15円		イ(ア)b 法人その他の団体からの寄附		
(イ) 1件10万未満のもの	15円		(株)エクサ・インターナショナル	225,000円	東京都渋谷区
計 (本年收入額)	31,007,915円		オリエント貿易(株)	360,000円	福岡市中央区
(2) 支出の内訳			(株)かがし屋	120,000円	うきは市
ア 経常経費	20,249,578円		(株)カワシマ	120,000円	福岡市西区
(ア) 人件費	10,926,508円		(株)環境開発	120,000円	福岡市博多区
(イ) 光熱水費	173,175円		関門港湾建設(株)福岡支店	70,000円	福岡市博多区
(ウ) 備品・消耗品費	4,418,691円		九州陸運産業(株)	120,000円	福岡市博多区
(エ) 事務所費	4,731,204円		(株)グリーンテック	120,000円	北九州市小倉北区
イ 政治活動費	14,093,041円		三宝建設機工(株)	110,000円	北九州市若松区
(ア) 組織活動費	8,227,229円		(株)シンコー	360,000円	福岡市中央区
(エ) 調査研究費	17,998円				
(オ) 寄附・交付金	1,740,000円				
(カ) その他の経費	4,107,814円				
計	34,342,619円				
(内 訳)					
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
自由民主党本部	16,000,000円	東京都千代田区			
小 計	16,000,000円				
イ(ア)a 個人からの寄附					
川辺 猷治					

(株)新世コンソーシアム	120,000円	福岡市南区	弥生電設工業(株)	120,000円	福岡市東区
(株)田中正	70,000円	福岡市南区	(株)アキラ水産	120,000円	福岡市中央区
東洋土木(株)	120,000円	福岡市西区	風月フーズ(株)	120,000円	福岡市中央区
東和航空輸送(株)	90,000円	東京都渋谷区	(社)福岡市タクシー協会	120,000円	福岡市南区
(株)鳴海屋	120,000円	福岡市博多区	(株)江藤建設	120,000円	福岡市早良区
南国殖産(株)福岡支店	120,000円	福岡市博多区	(株)新出光	120,000円	久留米市
日本サンテック(株)	120,000円	東京都新宿区	佐伯建設工業(株)福岡支店	120,000円	福岡市博多区
博多湾環境整備(株)	120,000円	福岡市博多区	大宮建設(株)	120,000円	福岡市博多区
(株)博運社	120,000円	糟屋郡志免町	舞鶴警備保障(株)	120,000円	福岡市南区
(株)バンガード・インターナショナルフーズ	90,000円	東京都渋谷区	(株)栄電舎	480,000円	福岡市中央区
(株)ファビルス	480,000円	福岡市博多区	(株)アステック入江	120,000円	久留米市
福岡水産物取引精算(株)	120,000円	福岡市中央区	新開建設(株)	118,425円	北九州市八幡東区
(株)フクショク	120,000円	福岡市中央区	北辰建設(株)	120,000円	山門都三橋町
(株)朋栄	795,000円	東京都渋谷区	第一交通産業(株)	120,000円	福岡市博多区
北部輸送(株)				120,000円	北九州市小倉北区

永井産業(株)				5,000,000円
	60,000円	福岡市南区	吉村剛太郎	
(有)オーアールピー				6,000,000円
	120,000円	千葉県船橋市		
伊東建設(株)				
	120,000円	久留米市		
(株)電永社				
	60,000円	福岡市南区		
三新物流(株)				
	800,000円	福岡市東区		
その他	170,000円			
小計	7,818,425円			
イ(ア) c 政治団体からの寄附				
政経政策研究会				
	600,000円	東京都新宿区		
剛友会				
	2,279,475円	福岡市中央区		
平成の会				
	600,000円	東京都豊島区		
平成研究会				
	2,000,000円	東京都千代田区		
福岡県医師連盟				
	220,000円	福岡市博多区		
道路運送経営研究会				
	600,000円	東京都新宿区		
小計	6,299,475円			
3 資産等の内訳				
(12) 借入金 (借入先、借入残高)				
政経政策研究会				



定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙等率100%再生紙を使用しています